

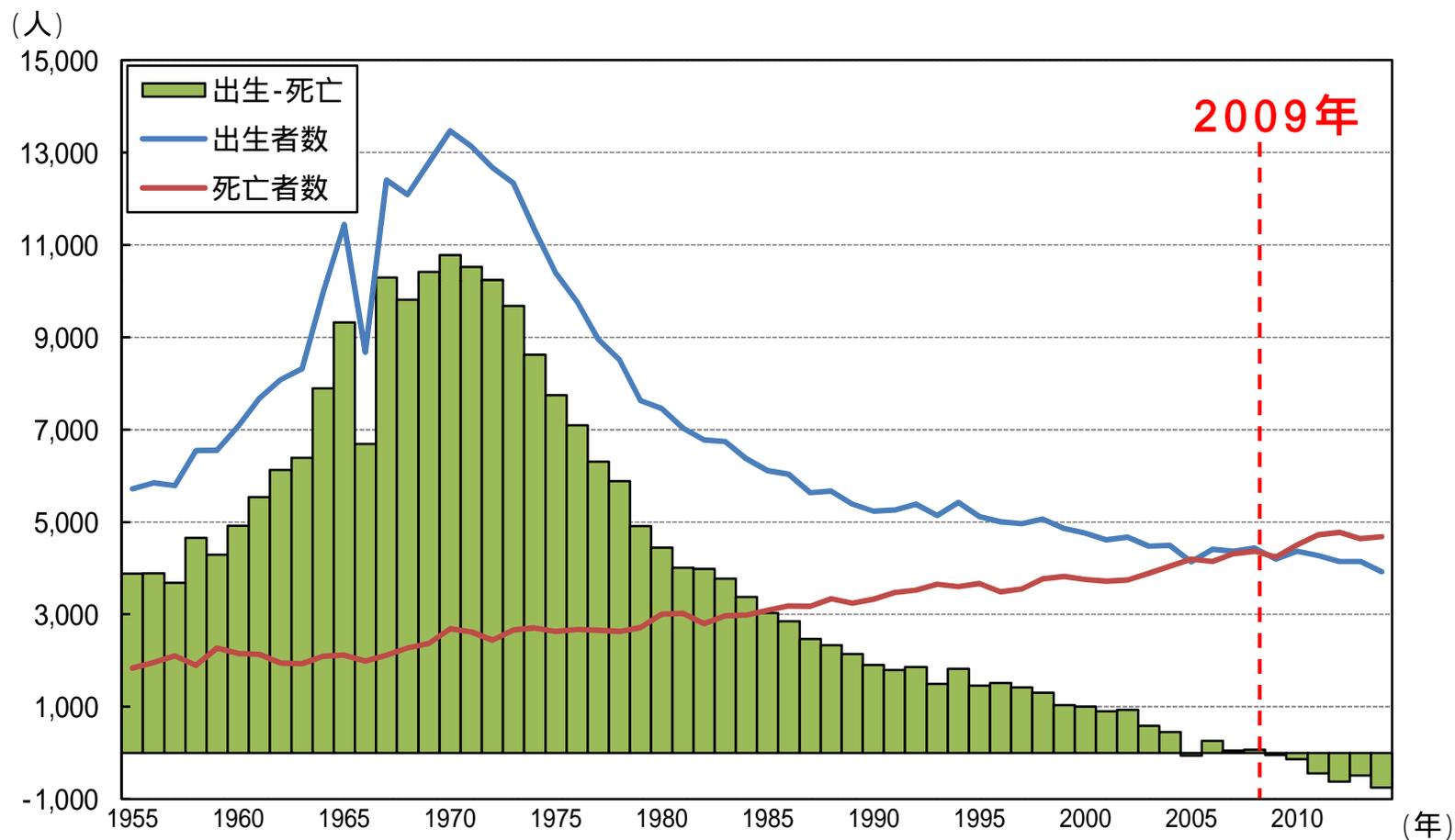
第 3 期地域福祉計画策定に向けて

6/29 計画策定部会資料

人口動態と地域福祉活動から 見える課題

自然増減（出生者数－死亡者数）

- ・ 2009年以降、死亡が出生を上回る。
- ・ 今後出生数は、団塊ジュニア世代が40歳代を迎え、大幅な減少が見込まれます。

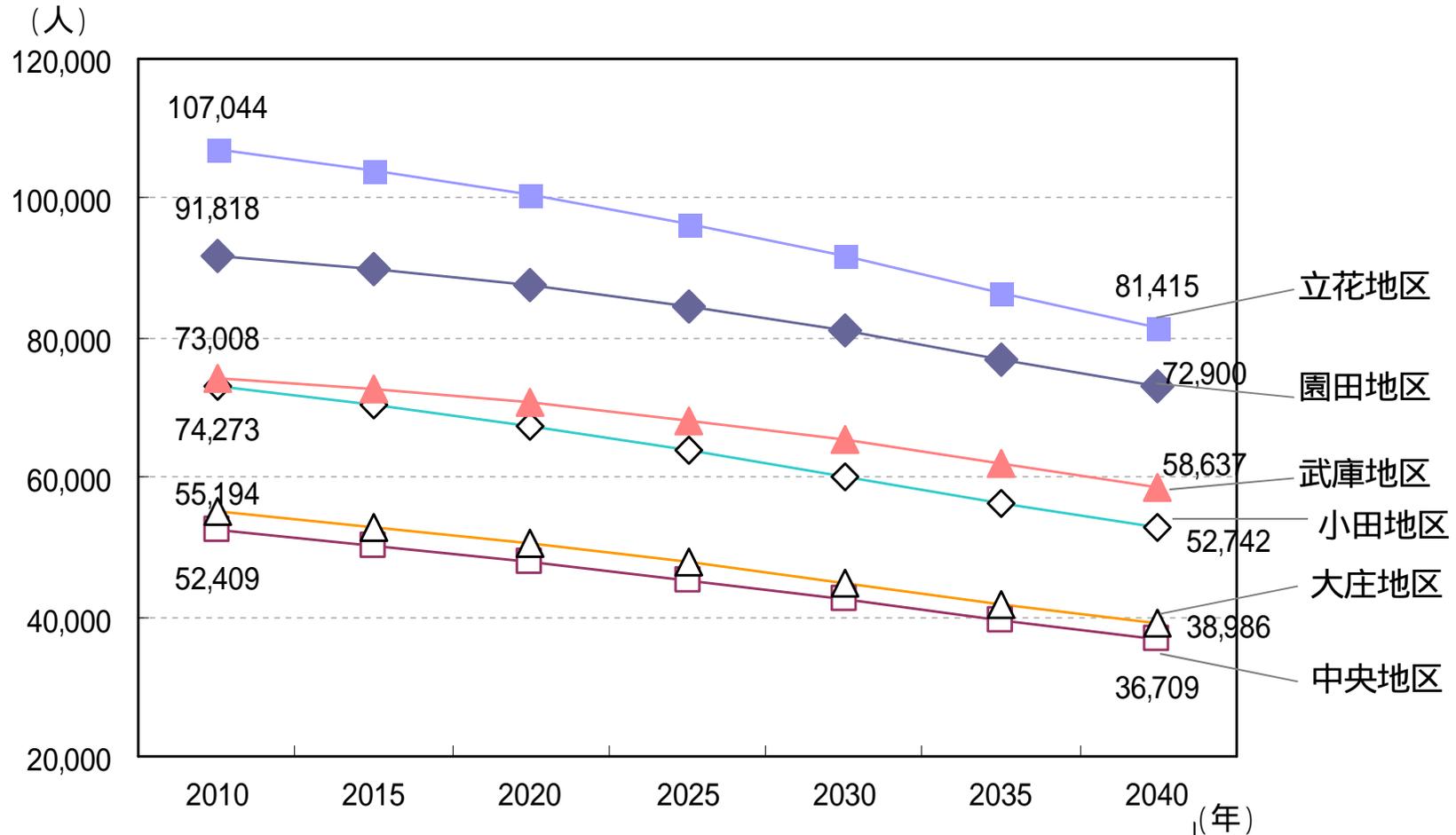


資料作成：政策課

(資料) 尼崎市「尼崎市統計書」

地区別人口の将来推計

- ・ いずれの地区も微減傾向
- ・ 年齢が若いほど人数が少なくなる傾向が顕著。コミュニティの形成に懸念

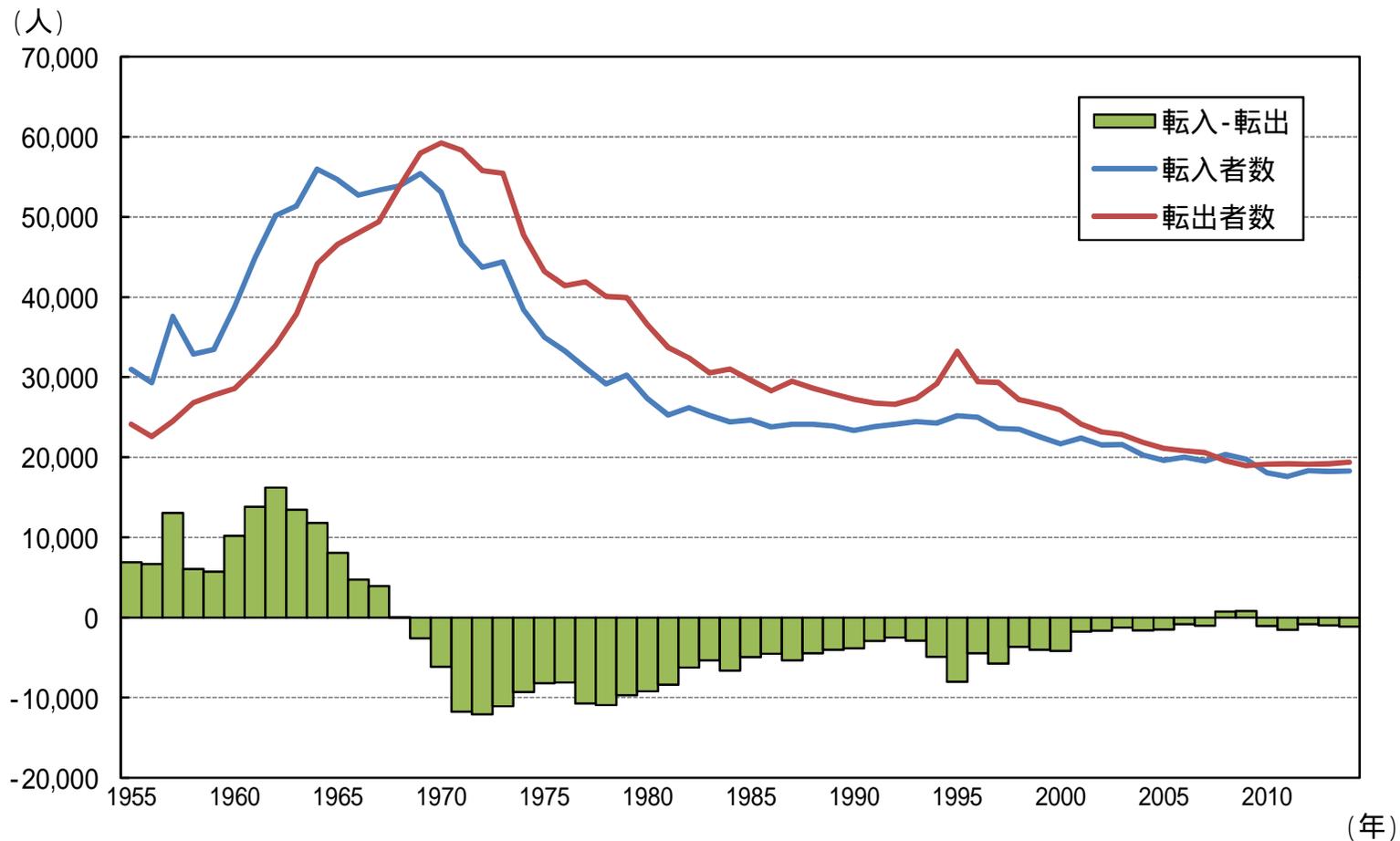


資料作成：政策課

総務省「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」をもとに推計

社会増減(転入者数－転出者数)

- ・ 1960年台までは転入超過だったものが、1970年台には年間1万人にもおよぶ大幅な社会減少が続いた。
- ・ 近年、減少幅は縮小しているものの、転出超過傾向が続く。



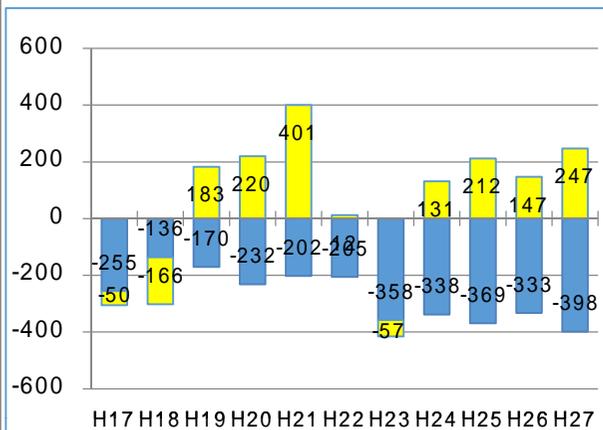
(資料) 尼崎市「尼崎市統計書」

地区別自然増減及び社会増減（H17以降）

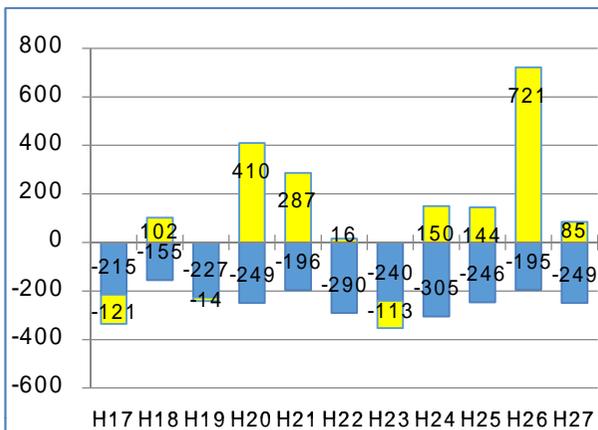
■ 自然増減(死亡・出生) ■ 社会増減(転出・転入)

(資料) 尼崎市「人口月報」から

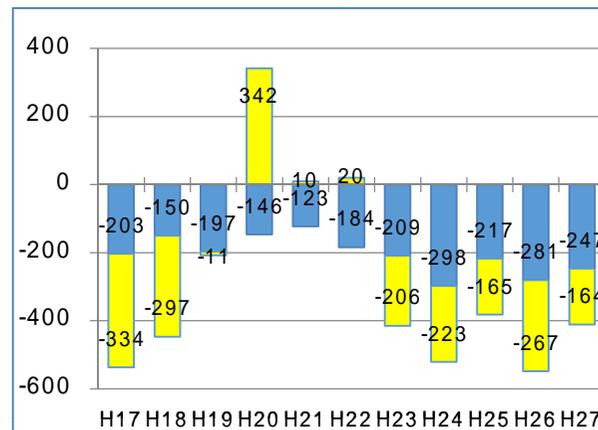
中央地区



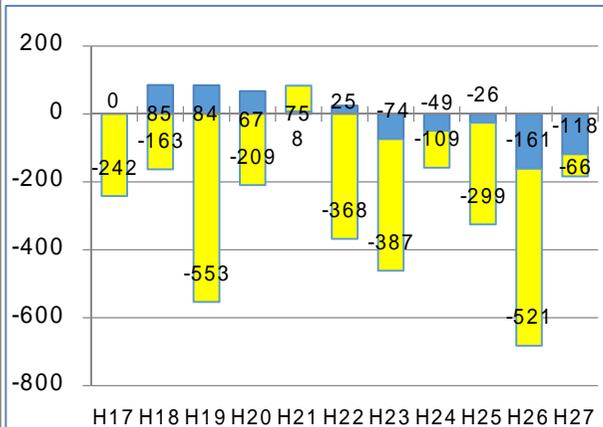
小田地区



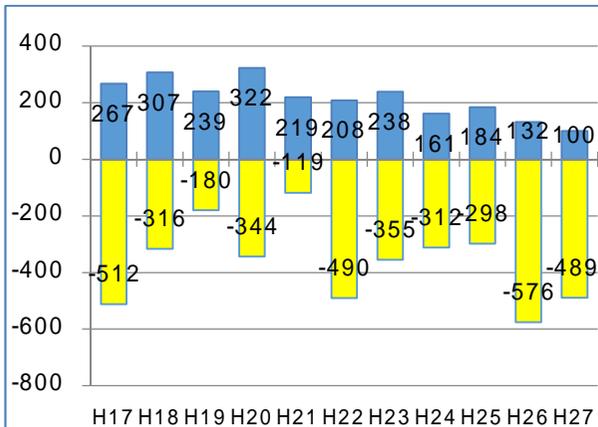
大庄地区



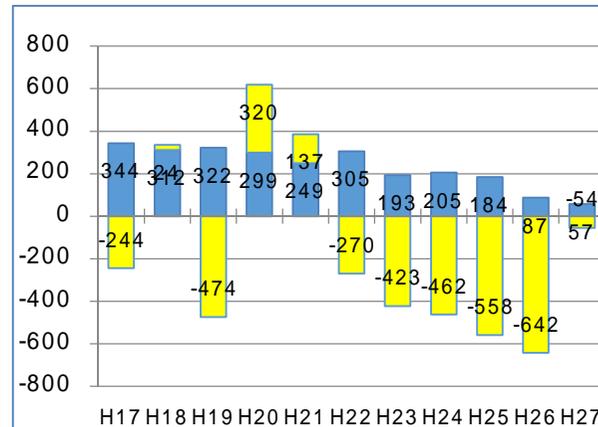
立花地区



武庫地区

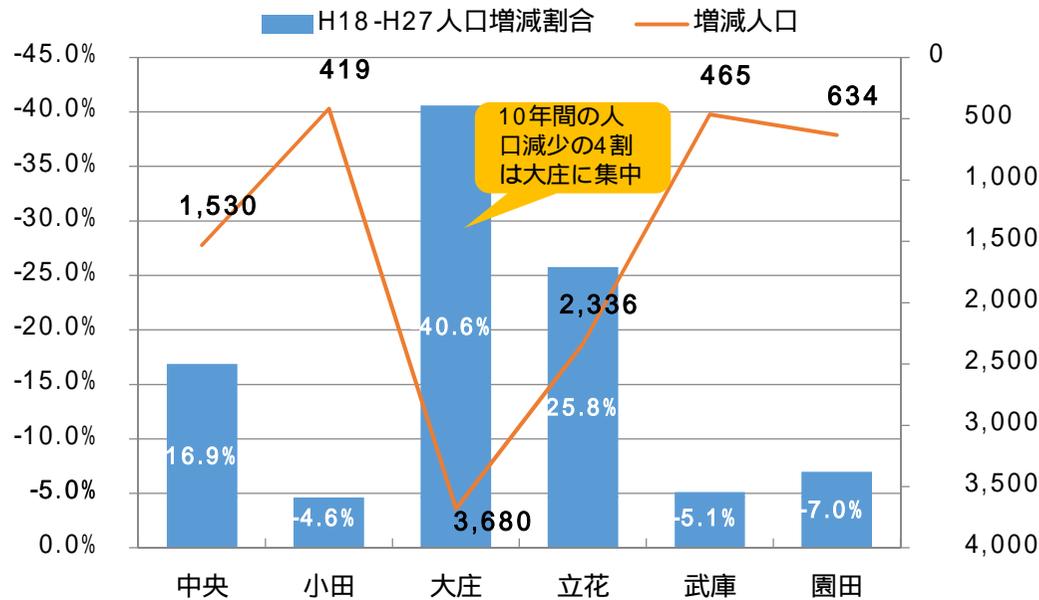


園田地区



- ・ 南部3地区は出生数が少なく、圧倒的に自然減。北部は武庫、園田が自然増ながら立花はH23以降、減に転じた
- ・ 中央・小田のみトータルで社会増。その他はすべて社会減。
- ・ 北部は転入・転出が南部に比べて多いが、立花はH21のみ社会増、武庫は一貫して減少、園田はH20、H21は社会増。

平成18年～平成27年の10年間の地区別人口動態



- 平成18年から平成27年までの10年間の人口減少数を地区別で見ると、大庄、立花、中央だけで約83.3%を占める。
- 特に、大庄は人口の減少の占める割合が40.6%と突出しており、自然減や社会減だけでなく市内転居で地区外転出が超過しているのも要因。
- 立花は2,336人、人口減少に占める割合は大庄に次いで25.8%となるものの10年前からの人口減少率は0.023ポイントで、中央地区0.031ポイントのほうが大きい。
- 中央の人口減少に占める割合は16.9%で、自然+社会減が主な理由。
- 小田の人口減少に占める割合は4.6%と最も少ないが、再開発による一時的な社会増が影響しているため、今後は自然減により緩やかな人口減少が予想される。
- 武庫の人口減少に占める割合は、自然+社会減が16.0%であるが、地区外転入の超過により5.1%に留まっている。
- 園田の人口減少に占める割合7.0%の主な要因は地区外転出が超過。

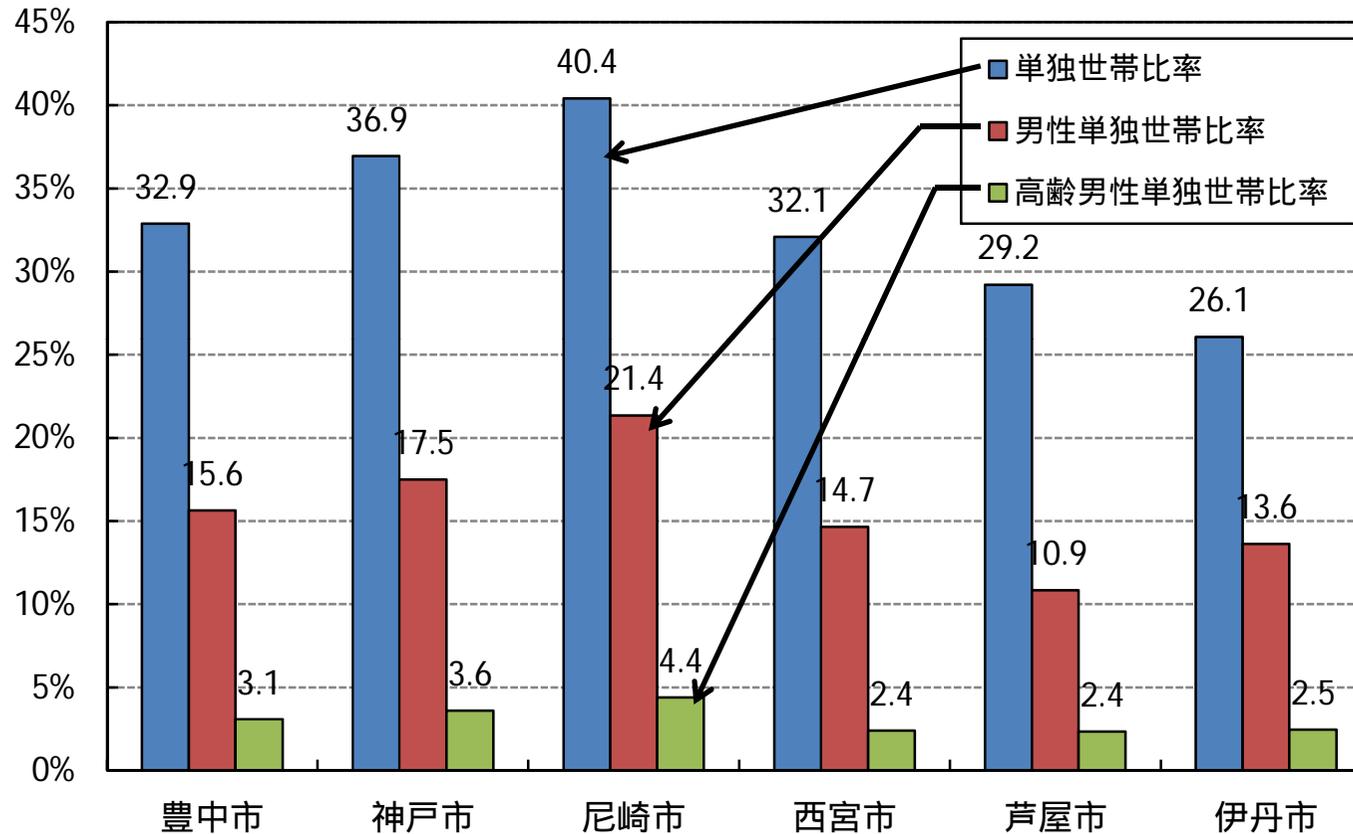
	自然 + 社会 + 市内増減						
		中央	小田	大庄	立花	武庫	園田
総計(A + B)	9,064	1,530	419	3,680	2,336	465	634
割合	100%	16.9%	4.6%	40.6%	25.8%	5.1%	7.0%
自然 + 社会増減 (A)	9,064	1,380	577	3,048	2,528	1,448	83
割合	100%	15.2%	6.4%	33.6%	27.9%	16.0%	0.9%
市内増減 (B)	0	150	158	632	192	983	551
H27.12.1現在総人口	445,603	51,214	73,457	52,094	105,477	73,724	89,637
10年前からの減少率	0.021	0.031	0.006	0.076	0.023	0.006	0.007

尼崎市の人口減少は、主に中央、大庄、立花地区で進んでいる。小田は大規模開発が一段落しており、今後は社会増が見込まれず人口減少に転じること、また、武庫、園田は自然増が減少しており、このまま人口減少が進行することが見込まれる。

(資料) 尼崎市「人口月報」から

単独世帯比率

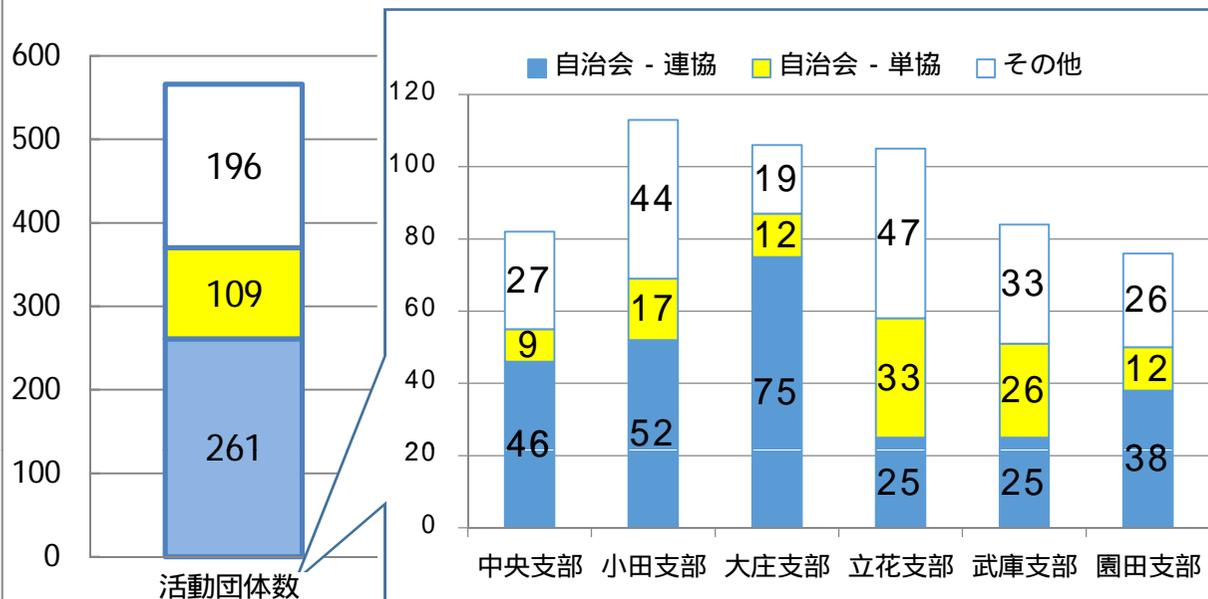
- ・ 尼崎市は近隣他都市と比較して、単独世帯（一人暮らしの世帯）の比率が高く、中でも男性の単独世帯の比率が高い。



高齢化の進展の中で、独居高齢者は今後も増加が見込まれる。

福祉活動の把握と 自治会活動の状況

平成27年度地域福祉マップデータ（社協作成）より



南部(中央、小田、大庄)は、連協単位での活動の把握が多い。

特に、大庄は80%を超える自治会加入率を背景に連協単位の活動が多いと考えられるものの、逆に自治会以外の活動の把握は少ない。

立花、武庫は、連協よりも単協や自治会以外の活動の把握が多い

平成26年度 地区別の加入率等の状況

	面積	推計世帯数	社協加入世帯数	加入率	連協数	単協数
中央支部	8.46km ²	22,530	16,593	73.6%	12	103
小田支部	8.53km ²	33,791	20,296	60.1%	13	121
大庄支部	9.58km ²	25,151	20,394	81.1%	15	107
立花支部	7.51km ²	50,095	26,358	52.6%	10	115
武庫支部	6.26km ²	34,182	11,800	34.5%	12	80
園田支部	9.62km ²	42,496	22,900	53.8%	12	95
合計	49.96km ²	208,245	118,341	56.8%	74	621

南北で社会資源の把握状況が大きく異なる。

人口減少する中で、地域福祉の担い手をどのように増やしていくかが課題。

第3期地域福祉計画にかかる 課題整理

計画策定部会等の意見より

計画策定部会等における意見の整理

計画策定部会及び市民懇話会等における主な意見 (部会員意見 懇話会市民意見)

【地域の担い手の確保の課題】

地域団体等で役員のなり手が非常に減っていることなど、実際に行動する方が乏しくなっている。
若い人を地域で巻き込む取組が単発的になっている。既存の関係団体と協働し、継続的に巻き込む仕組みが必要。
若い世代は余裕がないため、少しでも潤うものであれば活動につながる。また、高齢者が子どもと交流できるメリットもある。
兵庫県地域祖父母事業のようにシニアと子育て世代と顔見知りになる環境があれば、ちょっとしたお願いもできる。
地域団体のリーダーやメンバーが不足している。イベントで同じ人しか集まらない。
町内会で若い人が余り活動していない。子どもが少ない。若い人は日中地元にはいない。若い世代が町会に入らない。
世代間や新旧住民との交流が難しい。
団体メンバー募集への意欲がない。参加のハードルが高い印象や、参加しにくい雰囲気がある。

【地域課題を話あう場についての課題】

「朝カフェ」、「哲学カフェ」に20～30代の方も参加してマチの話をしている。社協単位以外にも、ちょっと同じ地域で少し違う骨組みの話合いが生まれている。
自治会基盤では限界があり、役員だけではなく、もう少しだけ幅広い活動部隊、PTAなどが知恵を寄せ合える場をどうつくるのか。
世代間や新旧住民との交流が難しい。

【地域活動に関する情報の共有の課題】

元気な高齢者の居場所はたくさんあるが、その情報を一元化するところがない。
子育てサークルの一覧表で、どこでいつ何をやっているかのデータベースがほしい。
情報のプラットフォームがなく、地域の小さな問題を誰に聞けば良いかわからない。情報の入手先がわからない。
団体間での関連情報の共有がない。つながりが仲間内を超えて広がりにくい。団体へのアクセスの方法がわからない。
町会がなにをしているのかわからない。自治会の窓口がわからない。
町会に入っていないと情報が入ってこない。

計画策定部会等における意見の整理

計画策定部会及び市民懇話会等における主な意見

(部会員意見 懇話会市民意見)

【小地域福祉活動の推進の課題】

自治会の会長だけが集まって決めており、見守りを提案しても連協が認めないことで、取り組みが進まない。

町会も連協も必要ないという住民がいる地域では、見守りはできない。

連協は取りまとめの地位で、そんな(見守り)の事業をやるところではない。

コミュニティビジネスとして若いお母さんが仕事とまちづくりに参加しているのものもあるが、小地域福祉活動として捉えられていない。

一部の地域で自主的にされているもの(見守り活動)は捉えられていない。

自治会基盤では限界があり、役員だけではない、もう少しだけ幅広い活動部隊、PTAなどが知恵を寄せ合える場をどうつくるのか。

近所、隣などの横のつながりが大事。挨拶のできる間柄になっていることが緊急時にも生きてくる。

行政の相談や要望の窓口がわからない。地域の課題を市のどの部署に言えば良いかわからない。

【制度の狭間の個別課題への対応～生活困窮者自立支援制度の議論～】

地域やネットワークからもれている人、窓口のない人を支援していく本来の福祉であり、この制度がうまくいけば地域福祉も推進する。この制度をどう育てていくかが目玉になるのではないか。

貧困専業主婦は、後で貧困に陥る可能性が高い。子どもが小さいうちに、そうした方を就労につなげるような支援が必要ではないか。

小学校にはいってからの長期不登校は全く手つかずになっている。学校の先生にもっとしごと・くらしサポートセンター尼崎(生活困窮者自立支援制度の窓口)の周知が必要。

現在の学習支援の対象の子どもよりも、もっと小さい間にできることがあるのではないか。

計画策定部会等における意見の整理

計画策定部会及び市民懇話会等における主な意見

(部会員意見 懇話会市民意見)

【総合事業について】

これまでの充実した介護保険サービスが、総合事業の実施においてボランティアなどの仕組みで満足させられるのか不安。

高齢者が閉じこもらず社会参加を促進できる環境が地域にあることが介護予防には必要

【地域福祉活動専門員の活動での課題】(「子ども食堂」を中心とした議論)

地域の方は協力的であったが、非協力的な学校があり、継続的に働きかけるなかで理解を求めていく必要がある。

継続的な活動において、ボランティアの集まりにばらつきがでないように整理が必要。

定期的に来る子どもが固定し、必要な子どもが来るためには情報を把握している専門職との連携が必要。

個別の情報に関しては、行政において教育委員会などの事前に調整していくと活動がやり易くなるかもしれない。

直接、貧困家庭、虐待といった形の声かけでは把握できないものの、すこし気になる子どもを教えてほしいというといった声かけのほう が把握しやすい。声かけやアプローチに工夫しないと情報は正確にあがってこない。

継続が課題であったため、各組織の人が変わっても継続できるように連絡会に代表の方が入って頂くように調整した。

一部の地域だけでしか実施できておらず、全市的に広げることが課題。

企業やNPO、社会福祉法人など様々な団体や関係機関が入り、これまでの行政、社協(自治会)とは違う取組で、子どもの支援を通じて様々な団体とつながり、高齢者の見守りにつなげるなど地域づくりのきっかけになる。

【子育てCSWの活動】

アマチャレの審査で「行政でやっているから要らない」という声もあるが、参加できない方がいるから応募している。

地域で小さい取組が出てきても、費用面での助成が無いことがネックとなっている。

就学後は学校の壁があってなかなか届かない、また制度福祉の対象となる以前のグレーな所を支援する仕組みづくりを地域福祉の中で考えて頂きたい。

第3期地域福祉計画にかかる 課題整理

第2期「あまがさきし地域福祉計画」の検証と課題整理

第2期「あまがさきし地域福祉計画」の重点的な取組

基本理念

「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現」

基本目標

1
小地域福祉活動を中心とした福祉コミュニティづくり

2
地域生活を支える体制づくり

3
安心して暮らせる環境づくり

施策の展開

施策の展開

- 1 小地域福祉活動を中心とした福祉コミュニティづくり
 - (1) 小地域福祉活動の展開
 - (2) 担い手づくり
 - (3) 活動拠点の充実
- 2 地域生活を支える体制づくり
 - (1) 地域福祉計画における地域ケアの推進
 - (2) 福祉サービスの適切な利用の促進
 - (3) 福祉サービスの質の確保・向上等
- 3 安心して暮らせる環境づくり
 - (1) 要援護高齢者等見守り体制の推進
 - (2) 災害時の要援護者の支援体制の推進
 - (3) 安全、安心のまちづくり

重点的な取組

(小地域福祉活動基盤の充実)

- (1) 新たな担い手づくり
- (2) 地域福祉推進の専門職の配置
(地域福祉活動専門員の配置)
- (3) 地域の生活・福祉課題を共有し検討する場づくり(地域福祉会議の設置)
- (4) 地域の生活・福祉課題に対応する活動・グループづくり
(地域福祉活動グループ)
- (5) 地域での活動拠点づくり
- (6) 地域と市、専門機関のネットワークづくり
 - ・ 地域におけるネットワーク
 - ・ 専門機関のネットワーク
 - ・ 市におけるネットワーク
- (7) 推進体制の充実
- (8) 小地域福祉活動の財源

第2期計画重点取組 「新たな担い手づくり」の現状と課題

地域福祉に関する啓発

- 小地域福祉活動の手引きの作成
- 小地域福祉活動の講座・体験学習の開催

- ☑ 手引き未作成
- ☑ 講座体験学習を専門員が中心に支部社協で実施。参加者数も増加しているものの、実際の活動に結び付いた参加者の把握が困難。

小地域福祉活動を担う人材

- ボランティア講座等を通じた人材確保、リーダーの発掘

- ☑ ボランティア講座等に若い世代が参加できるよう工夫し、一定の成果は表れつつあるものの、ボランティア講座の受講者が、実際の活動に結び付いた参加者の把握が困難。

小地域福祉活動を担う人材育成

- 担い手定着のための講座の開催
- 育成した人材による小地域福祉活動の充実

- ☑ また、高齢化の進展、総合事業等の新たな制度に対応するため、さらなる担い手づくりが急務となっている。

事業者の参画

- 社会福祉施設、介護保険・障害福祉サービス事業者等の参画
- 企業、商店等の参画

- ☑ 施設や福祉事業者が参画する活動もあるが、数は少なく、ほとんどが自治会や単独の団体で実施している。
- ☑ 企業、商店等の参加は少ない。

その他の担い手

- 団塊の世代の参画
- 市職員の参画

- ☑ 団塊の世代がどの程度参画しているか把握しておらず、進捗状況については不明
- ☑ 市職員の参画についても同様

第2期計画重点取組 「地域福祉活動専門員の配置」の現状と課題

地域福祉活動専門員に期待されていた役割

平成23年度に3人、平成24年度に6人、平成27年度には生活支援コーディネーターを兼務させて12人配置。

(求められる役割)

地域での活動(小地域活動含む)の把握	地域住民の小地域福祉活動に対する理解促進
担い手の確保・育成及び担い手と活動を結び付ける支援	小地域福祉活動の展開に向けた支援
地域福祉のネットワーク形成	他のコーディネーターとの連携
地域住民が地域の生活・福祉課題を共有し検討できる基盤づくり	
生活・福祉課題を地域住民で取り組むための活動支援・組織化支援	
(将来的には)小地域福祉活動計画の策定に向けた支援	地域の要援護者に対する個別援助の支援

第2期計画策定時、支部ボラセンは行政や市民から地域福祉活動の拠点であると認識されていなかったため、地域福祉活動専門員が「核」となり、支部社協事務局職員が相互連携し、専門員と同じ役割、機能をもつ地域福祉活動の実践機関、拠点として本格稼働を目指すとした。(第2期計画策定時 担当者間ワーキング最終報告)

支部事務局の課題について

第2期計画及び社協の第3期推進計画では、支部VCが人材育成とマッチング、関係機関とのネットワーク、総合相談窓口などの地域福祉活動の拠点、かつ実践機関として、地域福祉活動専門員を中心に支部ボラセン一丸となって地域福祉を推進することが期待されていた。(2011担当者間ワーキング会議報告書より)

しかし、地域の社会資源の状況や関係性が地域によって異なることや、また、これまでの取組みにより個別の相談や地域福祉活動の継続的な支援の増加傾向、さらに専門員に期待される役割が増える中で、専門員の業務に負担が生じている。そのため、これまで以上に、支部社協が専門員をバックアップし、地域福祉の推進に取り組むといったことが求められている。

支部事務局の支部職員全てが専門員と同じ視点を持ち、また、多様な生活・福祉課題に対応して幅広い他機関、他団体とも連携を進めることができれば、さらなる地域福祉の推進が期待できる。

第2期計画重点取組 「地域の生活・福祉課題を共有し検討する場づくり」
 「地域の生活・福祉課題に対応する活動・グループ作り」
 「地域での活動拠点づくり」

地域福祉会
議の設置

- 地域住民を中心とした地域の様々なメンバーによる話し合いの検討
- 地域でのネットワーク・つながりづくり

☑ 地域福祉会議自体は現在3カ所しか設置が進んでいないものの、サロン活動や見守り安心委員会等で地域の生活・福祉課題が話し合われる場が増えてきている。今後、地域福祉会議の検証を行う中で、地域で活動する多様な主体が話し合う場の構築を進めていく。

地域福祉活
動グループづ
くり

地域福祉会議への参画

生活・介護支援サポーター養成事業の活用を検討

要介護者の見守り体制の検討

☑ 平成29年度からの総合事業の本格実施に向けて、改めて担い手づくりの検討が必要となっている。

☑ 高齢者以外の見守りも進んでいる。今後、緩やかな見守りも含め、対象を限定しない取組を全市的に進めることが課題。

地域での活
動拠点づくり

- 地域活動の拠点となる施設(公的・民間等)の活用を検討
- 社会福祉施設や支所等の開放について、関係課や関係機関との調整を行う。

☑ 理解のある一部の福祉施設は拠点として活用されている。引き続き、災害時の福祉避難所の拡大など、社会福祉法の改正をもとにさらなる拠点の確保に向けた検討が必要。

第2期計画重点取組 「地域、市、専門機関のネットワークづくり」

地域におけるネットワーク

- 地域福社会議や地域福祉活動グループによる活動を通して、地域の中でのつながりが進むよう支援する。

- ☑ 地域福祉活動の活発な地域においても、継続的に活動を行っていくためにも他機関、他団体とのネットワークをさらに進める必要がある。
- ☑ さらに、様々な市民を参画させるための取組みの検討が必要。

専門機関のネットワーク

- 生活・福祉課題には、地域住民だけで解決困難で専門的な援助が必要な課題もあるため、支部社協圏域で専門機関の会議を設置
- 社協と行政が地域福社会議との橋渡しとなるほか、既存のネットワークとも連携

- ☑ 福祉活動に、施設や福祉事業者が参画することもあるが、数は少なく、多くは単独の団体での実施に留まっている。
- ☑ 専門員は、平成27年度から生活支援コーディネーター業務と兼務し、協議体の設置に向けて地域包括とは連携は進んでいるものの、行政や包括以外の専門機関との連携は今後の課題となっている。

市におけるネットワーク

- 住民ニーズや課題の多様化、複合化に対応するために、庁内推進会議を設置し、地域の生活・福祉課題を検討
- 個別課題については、所管課へのつなぎを行う。

- ☑ 生活困窮者自立支援制度の実施により市のネットワークは構築されたものの、市と専門員双方が各自の役割と機能を理解していないことから、個別課題に対する市と専門員との連携はなかなか進んでいない。

第3期地域福祉計画の基本目標（案）

深刻化する地域の中的生活・福祉課題

制 度の狭間にある課題

電球交換などちょっとした手助けを必要とする高齢者から、ひきこもり、ゴミ屋敷の問題など直ちに既存の公的サービスでは対応できない課題

複 合的な課題

障害のある一人親家庭、要介護をもつ親と障害を持つ子のいる世帯など単一の制度で解決できない課題

認 知症高齢者の増加

高齢化及び単身世帯の増加に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれており、高齢者自身とその家族への対応

犯 罪・消費者被害

高齢者・障害者への虐待や高齢者世帯を狙った振り込め詐欺などの犯罪被害、消費者被害の増加

困 窮者の増加

雇用経済環境の変化に伴い、非正規労働者の増加。これによる安定した雇用の減少による所得低下への対応

災 害時の要援護者

洪水などの災害時の要援護者への支援や、災害時の要援護者の避難支援、避難生活支援への平常時から の取組

子 育ての課題

子育て中の親の地域での孤立化や児童虐待相談など、子育てをめぐる課題の深刻化への対応

他 DV・自殺者等

DV被害の増加、自殺者数の高止まりなどへの対応

「援助を必要とする者」(民生委員法第14条第1項第2号)

生活保護を受ける必要のある者だけでなく、ボーダーライン階層を含め、いわゆる福祉六法や売春防止法、介護保険法などの施策の利用や支援を必要とする者のほか、地域福祉の観点によって行われる民間福祉活動の対象者も含み、さらに物的な保護のみならず精神的な保護を必要とする者も含む。

「生活困窮者」(生活困窮者自立支援法第2条)

経済的に困窮している者だけでなく、将来的な困窮の恐れや社会的孤立状態にある者、複合的な課題を抱えている者などを含めてできる限り対象者を広く捉え、排除のない対応やアウトリーチを含め早期支援につながるような配慮が必要。

計画策定部会・市民懇話会、アンケートから見えた主な課題

1 地域福祉の担い手の発掘、育成

地域の担い手が高齢化する一方で、定年退職を迎えた「団塊の世代」といわれる高齢者や、若い世代が地域福祉の担い手として十分参画していない現状もあります。

こうした人たちを地域福祉の担い手として育成し、地域福祉に気軽に参画できるためのきっかけをつくり、それを通じて、地域福祉活動の核となるキーパーソンを発掘し育てることが必要です。

2 交流の場を通じた地域づくり

地域の中では、高齢者を中心に孤立化が課題となるほか、貧困など様々な課題を抱える子どもが地域の中で安心して過ごすことのできる場所が必要とされています。

高齢者から子どもまで、課題を抱えた方が参加しやすい交流の場づくりとともに、その中で地域の様々な課題について話し合う場づくりを進める必要があります。

5 福祉教育による福祉コミュニティづくり

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、そこに住む人々全てが、福祉サービスを必要とする人々を「困った人たち」として排除するのではなく、正しい理解のもと地域社会を構成する一人として包摂していくことが必要です。そのためには、多様性を認めあうとともに、誰もが困った時にSOSを出せる、そんな取組みが必要です。

3 地域の社会資源の情報共有と活用

高齢化等により地域福祉の担い手が不足している現状があります。地域の多様化・複雑化する生活・福祉課題には、住民、多様な地域福祉の主体が参画することが必要ですが、地域の多様な活動団体の情報を一元的に把握できていない現状があります。

こうした社会資源を把握し、地域の課題解決につなげていくことが必要とされています。

4 課題を抱えた方を地域社会で支える

高齢者等でゴミ出しを頼める人がいないといった問題から、認知症高齢者の消費者被害、孤立死や自殺等の深刻な問題などは、くらしの様々な場面で起こりうるものであり、また、今は支援を必要としていない人も含め、誰にでも起こりうるものです。

また、福祉制度が充実してきたにもかかわらず、必要な人に支援が行き届かなかったり、制度に当てはまらない人が支援を受けられないといったことが存在するため、公的サービスとともに地域の支え合いがより一層必要とされています。

基本理念と基本目標(案)

誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指して

基本理念を実現するための3つの目標を設定しました。

基本目標1 「支え合い」を育む福祉コミュニティづくり

少子・高齢化の進展などを背景に地域のつながりが希薄化し、住民同士の間でも無関心が広がっています。住民同士の無関心は、社会的孤立や社会的排除を生み出す1つの要因です。

市民一人ひとりが、性別、年齢、障害の有無、国籍などに関わらず地域社会を構成する一員として多様性を認め合い、「支える、支えられる」という一方的な関係ではない「支え合い」を意識し、またそれを育む福祉コミュニティを目指し、交流や学びの場などの様々な機会を通じて積極的に地域と関わりを増やすことで地域福祉を担う人材の育成、支援を行います。

基本目標2 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

地域では多様化・複雑化する生活・福祉課題が増えている一方で、地域福祉活動の担い手の不足が課題となるなど、これまで以上に地域福祉に取り組む市民や団体の連携の必要性が高まっています。

多様化・複雑化する地域の生活・福祉課題の解決に向けて、地域内外の多様な人や団体の地域福祉活動への参画を促し、つなぎ、協働するための地域福祉の推進に向けた取組の充実を図ります。

基本目標3 誰もが安心できるくらしを支える相談支援体制の構築

公的な福祉サービスだけでは、多様化する生活課題への対応が十分に行うことができません。また、生活に課題を抱える人は、社会的孤立や社会的排除されていることが多く、様々な理由により支援を受けることができない場合があります。

支援の必要な人を早期に発見・把握するとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けられるよう、公的サービスによる総合的、包括的な支援とともに、身近な地域での相談支援体制による重層的な支援体制の構築を行うほか、既存の制度では対応できない「制度の狭間」の課題に対応するために関係機関が連携するネットワークの構築に努めます。